



ISMS

情報セキュリティマネジメントシステム

ISMS 認証機関認定基準及び指針

JIP-ISAC100-2.1

2008 年 11 月 12 日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所、改訂理由	備考
0.8	2001.5.1	パイロット事業用として0.8版制定	
1.0	2002.3.13	本格事業用として1.0版に改版	
2.0	2007.4.1	ISO/IEC Guide62 から ISO/IEC 17021 への移行に伴う変更。及び、指針 EA-7/03 から ISO/IEC 27006 への移行に伴う変更。 上記及び、審査登録⇒認証に伴う文書名の変更。	
2.0a	2007.4.20	誤記訂正：まえがき ISO/IEC 27001:2006⇒:2005 9. ISO/IEC 127006:2007⇒27006:2007 参考文献 ISO/IEC 17021:2007⇒:2006	
2.1	2008.11.12	規格名称等の変更	

まえがき

この基準及び指針は、情報セキュリティマネジメントシステム（以下、ISMSという）認証業務を行っている第三者機関（以下、認証機関という）が、JIS Q 27001:2006に基づいて行う認証業務の遂行に関して適格であり信頼できると承認されるために遵守すべき一般要求事項及び指針を定めている。

この基準及び指針は、以下に定めるものを除き、JIS Q 17021:2007 及び JIS Q 27006:2008 をそのまま適用する。

JIS Q 17021:2007 (ISO/IEC 17021:2006) 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 27006:2008 (ISO/IEC 27006:2007) 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

JIS Q 27001:2006 (ISO/IEC 27001:2005) 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項

序文

JIS Q 27006:2008の「序文」を参照及び適用する。

1. 適用範囲

JIS Q 27006:2008の「1 適用範囲」を適用する。

2. 引用規格

JIS Q 27006:2008の「2 引用規格」を適用する。

3. 用語及び定義

JIS Q 27006:2008の「3 用語及び定義」を適用する。

4. 原則

JIS Q 27006:2008の「4 原則」を適用する。

5. 一般要求事項

JIS Q 27006:2008の「5 一般要求事項」を適用する。

6. 組織運営機構に対する要求事項

JIS Q 27006:2008の「6 組織運営機構に対する要求事項」を適用する。

7. 資源に対する要求事項

JIS Q 27006:2008の「7 資源に対する要求事項」を適用する。

8. 情報に関する要求事項

JIS Q 27006:2008の「8 情報に対する要求事項」を適用する。

9. プロセス要求事項

JIS Q 27006:2008の「9 プロセス要求事項」を適用する。

10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

JIS Q 27006:2008の「10 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項」を適用する。

附属書 A

JIS Q 27006:2008の「附属書 A」を適用する。

附属書 B

JIS Q 27006:2008の「附属書 B」を適用する。

附属書 C

JIS Q 27006:2008の「附属書 C」を適用する。

附属書 D

JIS Q 27006:2008の「附属書 D」を適用する。